

居宅介護支援事業者 各位

鶴岡市健康福祉部 長寿介護課長

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(第 1 号介護予防支援事業)の
居宅介護支援事業者への業務委託料変更について

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より鶴岡市の高齢者福祉事業の推進につきましてはご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(第 1 号介護予防支援事業)については、市の指定した地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)が実施しておりますが、その業務の一部を居宅介護支援事業者へ委託できるようになっております。包括から居宅への業務委託料につきましては、市が調整し、統一した金額としております。

この度、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます介護報酬改定等により下記の通り統一委託料を変更することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 令和6年4月1日以降地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)から居宅介護支援事業者への業務委託料

類型	単価	居宅への委託単価			包括の利益
		(消費税込)	利益	消費税	
介護予防支援費 ケアマネジメント A ケアマネジメント C	4,420 円	4,145 円	3,768 円	377 円	275 円
ケアマネジメント B	2,150 円	2,016 円	1,833 円	183 円	134 円
初回加算	3,000 円	2,547 円	2,315 円	232 円	453 円
委託連携加算	3,000 円	2,547 円	2,315 円	232 円	453 円

<参考>令和3年4月1日~令和6年3月31日

類型	単価	居宅への委託単価			包括の利益
		(消費税込)	利益	消費税	
介護予防支援費 ケアマネジメント A ケアマネジメント C	4,380 円	4,125 円	3,750 円	375 円	255 円
ケアマネジメント B	2,130 円	2,003 円	1,821 円	182 円	127 円
初回加算	3,000 円	2,547 円	2,315 円	232 円	453 円
委託連携加算	3,000 円	2,547 円	2,315 円	232 円	453 円

2. 業務委託の変更契約等につきましては、委託元の地域包括支援センターより連絡いたします。

【担当・問い合わせ】鶴岡市長寿介護課 大川美紀子

☎29-4180(内線 533) / FAX29-5658

E-mail mikiko8311@city.tsuruoka.yamagata.jp